

一般選抜・関連科目

●社会福祉原論に関する問題

【問題】

日本の社会福祉における「利用者主体」について述べよ。

【解答 or 解答例】

日本の社会福祉における「利用者主体」は、1980年代に登場した「当事者」概念を背景に、従来の措置制度中心の社会福祉から、利用者の自己選択と自己決定を尊重する方向へ転換していった理念である。

1990年代の社会福祉基礎構造改革による介護保険制度や保育所の利用契約制度、サービスを利用契約する支援費制度等の創設により、福祉サービスは措置制度から利用契約制度へと移行し、利用者はサービス提供者と対等な立場で契約を結ぶ主体として位置づけられた。この転換は、利用者が自ら必要なサービスを選択し、主体的に生活を組み立てる権利を保障するものであり、同時に権利擁護の重要性を高めた。

一方で、契約制度化は新たな課題も生んだ。高齢者や障がい者など契約能力が十分ではない利用者に対しては、情報提供や意思決定支援が不可欠であり、支援体制が不十分な場合には「自己決定」が形式的なものにとどまる危険がある。

また、サービスの市場化が進むことで、地域や経済状況によるサービス格差が拡大する懸念も指摘されている。さらに、政策的基本理念として「利用者主体」が多用される一方、実際には制度運用が提供者側の論理に偏り、理念が十分に実現されていないとの批判もある。

このように「利用者主体」は、利用者の権利性と主体性を中心に据える重要な理念であると同時に、その実質化のためには支援体制の整備や格差是正など、制度的課題への継続的な取り組みが求められている。

【出題意図】

「利用者主体」への理解にあるが「利用者主体」という理念を、歴史的背景と制度改革、実践上の課題を統合して説明し、理想と現実の乖離を踏まえて批判的に論じる力があるかにある。

●社会福祉分野論に関する問題

【問題】

高齢期の複合喪失の特徴について説明しなさい。

【解答 or 解答例】

高齢期における複合喪失とは、身体的・心理的・社会的側面にわたる多様な喪失が同時的・連続的に生じる現象を指す。加齢に伴い、視力や筋力などの心身機能が低下するだけでなく、退職による社会的地位や役割の喪失、さらには配偶者や兄弟、友人との死別といった身近な他者の喪失を経験することが多い。これらの喪失は相互に関連しながら影響を及ぼし、自尊心の低下や生きがいの喪失、孤立感の増大を引き起こしやすい点に特徴がある。

しかし、高齢期は単なる喪失の時期ではない。地域活動やボランティア、孫の世話など、新たな役割や社会参加の機会が生じることもあり、それらは自己有用感や生活の充実感を再構築する契機となる。

このように、高齢期は獲得と喪失がダイナミックに交錯する時期であり、個人がそれらをどのように意味づけ、適応していくかが生活の質を大きく左右する。ゆえに支援においては、喪失へのケアだけでなく、新たな役割や関係性の創出を促す視点が重要である。

【出題意図】

この設問のねらいは、高齢期を単に「失うことが多い時期」としてではなく、より広い視点で理解できているかを確認することにある。心身の衰えや退職、身近な人との死別など複数の喪失が重なり、自尊心や生きがいに影響する点を押さえるとともに、地域活動や家族との関わりなど新たな役割や機会が生まれる側面にも目を向けられているかが問われている。つまり、高齢期を喪失だけでなく獲得も含む「両面をもつ時期」としてバランスよく捉え、説明できる力を評価する問題である。

●地域福祉制度論に関する問題

【問題】

障害者総合支援法について説明せよ。

【解答 or 解答例】

障害者総合支援法は、「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された。障害者総合支援法は、障害福祉サービスや自立支援給付の内容、介護給付費等の支給決定、障害支援区分の認定、指定障害福祉サービスの事業者の指定、地域生活支援事業、障害福祉計画の作成等について定めている。

法の目的は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことである。基本理念は、①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること、②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること、④社会参加の機会が確保されること、⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することになっている。

対象範囲は、法が対象とする障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める程度である者）となっている。障害福祉サービスは、個々の障害者の障害支援区分や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」、「訓練等給付」等の「自立支援給付」と、都道府県、市町村によって柔軟に実施されるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成されている。

また、障害支援区分では、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す6段階の区分がある。全国统一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントに基づき、市町村に設置される審査会において、区分を審査判定する。その審査判定結果（二次判定）に基づき市町村において障害支援区分を認定する。

【出題意図】

福祉分野における専門知識や制度理解において、障害者総合支援法の目的と基本理念は、障害福祉のノーマライゼーションの根幹をなす法律であり、地域の格差の問題を解決するためには、その目的、基本理念、サービス内容、対象者などを正確に理解していることが必要である。

●社会福祉援助技術に関する問題

【問題】

ソーシャルワークにおける「ストレングス・アプローチ」について、その理論的背景を踏まえて、今日のソーシャルワーク実践における意義を述べなさい。

【解答 or 解答例】

ソーシャルワークにおける「ストレングス・アプローチ (Strengths Perspective)」とは、「問題」や「欠陥」ではなく、その人が本来有している「強み (ストレングス)」、能力、そして環境の資源に焦点を当てる実践上の枠組みであり、それまでの医学モデルや生態学モデルによる実践アプローチとは異なり、客観主義的な問題理解に立たないアプローチである。

ソーシャルワーク実践におけるストレングスへの着目は、1980年代後半より提唱され、昨今、その重要性はますます増しており、主要概念の一つとなってきた。ストレングスへの着目は、これまでのソーシャルワーク発達史のなかで、その萌芽や底流を随所に確認することができるものの、20世紀後半の構築主義の思潮に基づき、サリーベイ (Saleebey, D.) やラップ (Rapp, C. A.) といったカンザス大学を拠点にした研究者による成果が紹介され、理解が深まってきている。

ストレングス・アプローチは、ソーシャルワーカーが支援課題をとらえていこうとする際に、クライアントの「強さ」や「能力」に焦点を当てようとするモデルであり、「豊かな能力、活力、知恵、信念、確信、望み、成長、可能性、自然治癒力など現在から将来に至るまで (場合によっては記憶や経験などの過去の強さも含む) の強さに着目し、それらを引き出し、活用して問題を解決しようとする」支援観であると理解することができる。その際、ストレングスと複数形で表現されているように、個人のみならず、グループや地域社会、つまりクライアント個人にとっての外部環境の「強さ」にも複眼的に着目する。

ストレングス・アプローチの一つには専門職主導の支援に対する当事者主体の理念があり、今日のソーシャルワーク実践の中核的なアプローチとして児童、障がい、高齢、生活困窮など、あらゆる分野・領域において導入・適用されており、大きな影響力をもたらすアプローチである。その一方、クライアントの主観主義的な状況理解だけでは現実的な問題・課題対応の限界や制約もあることから、他の実践アプローチとの併用や統合的なアプローチが展開されることが多く、他のアプローチの統合による矛盾や葛藤が大きな課題となる。

【出題意図】

ソーシャルワーク実践理論の理解は、大学院・研究科での研究においてその基盤となることから、社会福祉実践・活動の理論的根拠となるソーシャルワーク実践理論についての基本的理解を問うことを意図している。とりわけ、ソーシャルワークの実践理論の発展過程やその全体的枠組みのなかで、「ストレングス・アプローチ」が、他の諸アプローチによる理論的背景や視点とどのように異なり、その特性、限界などが適切に理解されており、今日の複雑・多様化した福祉問題に対する理解に「ストレングス・アプローチ」がどのような意義をもつのかを問うことをねらいとする。